破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第７４号
静岡県浜松市中区海老塚１丁目９番808号
破産者　野末　恭子
1　主文　当裁判所が平成24年４月26日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「静岡県浜松市中区海老塚町１丁目９番808号」とあるを「静岡県浜松市中区海老塚１丁目９番808号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年７月17日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７５号
秋田県能代市河戸川字中谷地１番地13　石岡アパートＢ号
破産者　石岡　初夫
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号
秋田市御野場新町２丁目８番７号
破産者　株式会社松風
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９１号
埼玉県川口市大字前野宿72番地66
破産者　有限会社光栄
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５７号
さいたま市中央区円阿弥５丁目７番22号
破産者　株式会社アクセスクリエイト
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３１号
東京都江戸川区北小岩２丁目８―27―302　日神パレステージ小岩第２
破産者　柳瀬昌益こと　金　　在孝
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３３２号
東京都豊島区南大塚３丁目51―10　シェルマウンド南大塚351―401号
破産者　柳瀬　弘美
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０号
京都市下京区室町通松原下る元両替町256番地２
破産者　ワタイク株式会社
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
京都市下京区四条通高倉東入る立売中之町89番地
破産者　株式会社ビー
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
広島市南区宇品東７丁目10番22号３階
破産者　株式会社ＩＫＡＳ
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
秋田県仙北市西木町桧木内字山口263番地
破産者　株式会社丸百組
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１９号
島根県雲南市木次町山方343番地１
破産者　野津建設有限会社
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１２号
愛媛県松山市鷹子町822番地７
破産者　有限会社ＥＭＡ四国販売
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８３号
高知県安芸市伊尾木695番地
破産者　有限会社邦応建設
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第９４６号
北九州市門司区白野江３丁目20番21号
破産者　白野江セラミックス株式会社
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２号
北海道苫小牧市豊川町３丁目21番19号　コーポ恵102号
破産者　坂上喜代一
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１２号
北海道稚内市声問２丁目12番８号
破産者　吉川　英樹
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０号
秋田市牛島東５丁目９番10号、前住所秋田市仁井田目長田１丁目８番15号
破産者　堀井喜代勝
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６号
秋田県能代市末広町10番11号
破産者　石岡ヒロ子
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７号
秋田市御野場５丁目５番11号、前住所秋田市御野場新町２丁目８番７号
破産者　泉　　光義
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部